

西宮市障害児等療育支援事業実施要綱

(目的)

第1条 障害児等療育支援事業(以下「支援事業」という。)は、在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳未満であるもの(以下「在宅障害児(者)」という。)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する他の療育機関との重層的な連携を図り、もって在宅障害児(者)の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 支援事業の実施主体は、西宮市(以下「市」という。)とする。

(実施の方法)

第3条 市長は、この事業を適切に運営が可能と判断される障害児等施設を運営する社会福祉法人等に委託することができる。

(事業の内容)

第4条 市長は、療育等支援事業を実施する施設をあらかじめ指定(以下「支援施設」という。)して実施するものとし、その事業の内容は、次の3つの事業とする。

ア 在宅支援訪問療育等指導事業

(ア) 巡回相談

この事業は、支援施設に相談・指導を担当する職員等で編成された相談・指導班を設置し、相談・指導を希望する在宅障害児(者)の家庭に定期的もしくは随時訪問し、又は、相談・指導を必要とする地域を巡回させる等の方法により、地域の在宅障害児(者)及びその保護者に対して各種の相談・指導を行うものとする。

(イ) 訪問による健康診査

この事業は、障害及び介護の状況等から医療機関等における健康診査を受けることが困難な在宅障害児(者)の家庭を訪問し、健康診査を実施するほか、必要に応じて介護等に関する指導、助言を行い、あわせて各種の相談に応じるものとする。

イ 在宅支援外来療育等指導事業

この事業は、在宅障害児(者)及び保護者に対し、外来の方法により、各種の相談・指導を行うものとする。

ウ 支援施設一般指導事業

この事業は、障害児通所支援事業者、障害児入所施設等や障害福祉サービスにおける日中活動サービス事業者及び障害児保育を行う保育所等の職員に対し、在宅障害児(者)の療育に関する技術の指導を行うものとする。

(事業の実施)

第5条 支援施設においては、原則として前条に掲げる事業をすべて実施するものとする。

なお、この事業を委託された社会福祉法人等は、次のような場合に限り、実施主体の承認を得て、事業の一部を他の社会福祉法人等に再委託することができる。

ア 前条の事業のうち、1事業又は2事業を再委託する場合

イ 前条の事業について、盲児、ろうあ児、難聴幼児等対象者を限定して事業の一部を再委託する場合

(費用の支弁)

第6条 この事業に要する費用は、委託契約書の定めるところにより。市が支弁するものとする。

(相談、指導等の記録)

第7条 支援施設は、利用者の相談、指導等の内容及び保護者の相談等の内容を明らかにできる記録を整備しておくものとする。

(関係機関との連携)

第8条 この事業を実施する支援施設は、本市のほか、こども家庭センター、障害者更生相談所、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者、障害児入所施設等、医療機関、ハローワーク、特別支援学校等及び児童・民生委員、障害者相談員等と連携を密にし、ケース会議等を通じて本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めること。なお、西宮市地域自立支援協議会にも積極的に参加すること。

(留意事項)

第9条 本事業を実施する施設の職員等が、その業務を行うに当たっては、在宅障害児(者)の人格を尊重してこれを行うとともに、当該在宅障害児(者)の身上及び家庭に関する情報については、業務遂行以外に用いてはならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。